

選挙区問題に関する検討協議会設置要綱

第1 目的及び設置

平成19年の一般選挙における議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の定数について検討するため、選挙区問題に関する検討協議会（以下、「検討協議会」という。）を設置する。

第2 検討協議会の位置づけ

検討協議会は、議長の諮問機関とする。

第3 検討事項

平成19年の一般選挙における議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の定数に関すること。

第4 構成

(1) 委員の定数

委員の定数は8人とし、自由民主党3人、民主・連合の会1人、公明党1人、新政クラブ1人、日本共産党1人、社会民主党及びみどりのクラブから1人とする。

(2) 会長

検討協議会に会長及び副会長を置く。

会長及び副会長は、委員の互選をもって選出する。

第5 会議

(1) 会議は会長がこれを主宰し、取りまとめを行う。

(2) 会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を行う。

(3) 委員に事故があるときは、その委員の属する会派は代理者を出席させることができる。

(4) 会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(5) 会議は非公開とする。ただし、必要があると認められるときは、会長が報道機関等に対して説明を行う。

第6 報告

会長は、検討結果について、議長に報告する。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、検討協議会において協議の上決定する。

第8 施行

この要綱は、平成16年12月10日から施行する。